

京都市交通局管理規程第11号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第24条第1項第4号ア中「保育所」の右に「，幼保連携型認定こども園」を加える。

第26条第1項第4号ア中「保育所」の右に「，幼保連携型認定こども園」を加える。

第30条第1項第1号イ中「保育所」の右に「又は同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)